

自治基本条例はなぜ必要か？ ニセコ町・片山健也町長が語る！

くりやまの自治基本条例を考える講演会（4月11日 カルチャープラザ）

町では、くりやまの自治基本条例をつくる会（高橋慎代表）との共催により、くりやまの自治基本条例を考える講演会を開催し、町民、町職員など約170人が参加する中、全国初の条例制定の町であるニセコ町・片山健也町長が、ニセコ町の改革の実践例や自治基本条例の意義などについて語りました。

町民が情報を共有し、まちの意思決定に参加する…

まちの情報は町民の情報
徹底した情報公開・共有

ニセコ町では、平成6年、当時35歳の逢坂誠二町長（現衆議院議員）が誕生してから、町民との「情報共有」をキーワードに、様々な改革を行ってきました。毎年度の予算を分かりやすく説明する『誰でも知りたい今年の仕事』の全戸配布、行政内部を含めた諸会議の公開、町職員による政策説明・意見交換の場である『まちづくり町民講座』の実施など、「公共課題を解決する行政の仕事は原則全て公開すべき」、「情報無くして対等な議論はなし」の信念のもと、徹底した改革が行われました。

「町民への情報は町職員の裁量で出たり出なかったりするものではない」との観点から、既に無い過去の情報も調べて公開するなど、「まちの情報は町民の情報」という基本的な理念に基づく取り組みが進められてきました。

町職員の意識改革を 町民と共に議論

同時に、「職員を育てなければ、まちの改革が遅れる」ため、当時年間1600万円（栗山町では平成24年度予算で約740万円）もの職員研修費を予算化し、自主性を引き出す『手上げ方式』の研修充実で、改革に対応でき

る人材育成が行われてきました。まちの課題の本質を見極め考える力、町民と共に議論しながら政策形成をする力など、ニセコ町職員の能力の向上に成果がありました。また、町民に情報を公開することで、町職員自身も自覚を持ちさらに資質を高める努力をするようになりました。



情報共有を土台に 白紙からの議論へ

ニセコ町では、徹底した町民との情報共有を土台にして、町の意思決定の仕組みも改革しました。まちの課題の白紙に近い計画段階から、公開の中で町民同士の自由闊達な議論が行われる「町民検討会議」を実施、道の駅「ニセコビュープラザ」や学習交流センター（図書館）などの新たな公共施設建設に際しては、計画から運営方法に至るまで、公開の中で町民が参加・議論できる場を積極的に設けました。それにより、ニセコ町民が満足できるサービスの実現につながり、町民が参画する施設運営が今も続けられています。

自治基本条例 はなぜ必要か？

①まちの課題解決のため
「意思決定」のルールをつくる。

地方分権の時代、国・道が課題解決を導いてはくれない。課題の解決手法を町民参加で議論し、選択の責任を共有して決める。密室政治ではない、意思決定のルールをつくる。

②「情報共有」と「町民参加」の実践
を次代に引き継ぐ

町長が変わっても町民が情報を共有し、参加するまちづくりを基本にするため、積み重ねたニセコ町の実践を、自治基本条例で将来に向けて保障する。

条例制定後の取り組み 『進化する条例』

ニセコ町では、平成12年の自治基本条例制定後も、条例の定めに基づく様々な取り組み・改革を進めています。

行政情報の公開をさらに効率的に進めるため、役場内の文書管理のシステムを整備、30秒以内に全ての情報が町民に開示できることを目標に、私物化の禁止と電子情報化などを進めました。

また、満20歳未満の子どものまちづくり委員会を設置するなど、年齢に応じて学び知る機会、議論して発表する機

会づくりを進めています。

まちの意思決定の仕組みにおいても、新たな公共施設の建設や住民生活に直接関わる条例を制定する際は、白紙段階から町民に情報を提供し、議論する場を設ける取り組みが続いています。

ニセコ町では、『進化する条例』を目指して、現在も改革の継続と条例の見直しを行っています。

片山町長は最後に、「栗山の文化、暮らし、思想を生かした栗山町だからこそできる条例づくりを願っている」と激励の言葉で講演を締めくくりました。

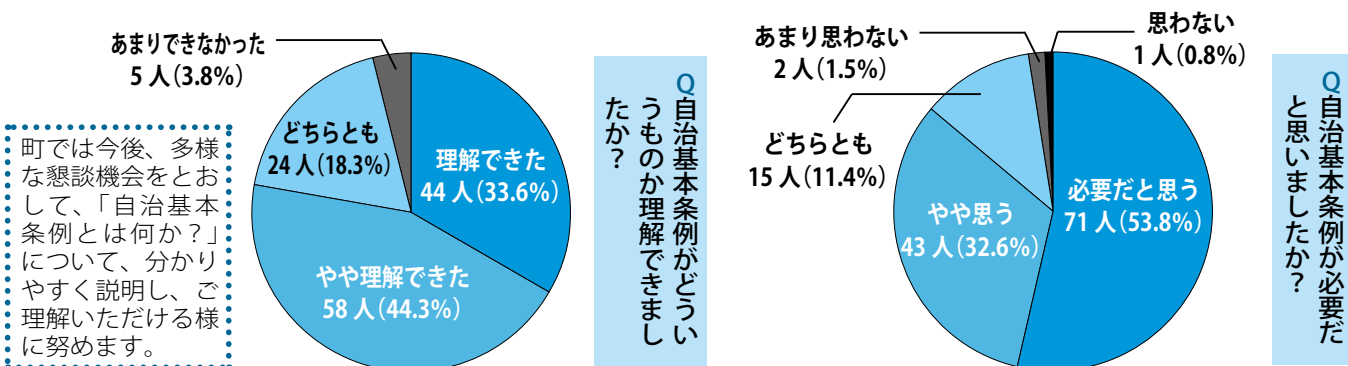
.....

自治基本条例は、町民の皆さんへの情報公開と共有の徹底、物事を決めるときの町民参加の権利と仕組みなどを定める栗山町の「まちづくりの憲法」となります。榎原町長の「条例制定はゴールではなく、未来に向けた新たなスタート」の言葉どおり、ルールはみんなで作ってつくり、理解し合っていることで生きてきます。

町では今後、つくる会と連携・役割分担をし、12月の条例案策定に向け、広く町民の皆さんが参加できる場を設けていきますのでご協力をお願いします。



●「考える講演会」参加者アンケートから（回答者 132人 無記名方式）



◎今後の自治基本条例検討の流れ…

今回の講演会をキックオフとして、今後、広く町民の皆さんが条例づくりに参加し議論できる機会を設けてきます。くりやまの自治基本条例をつくる会では、5月下旬より、子ども・若者を含めたグループや団体との意見交換会や、アンケート調査、町議会との意見交換などを行い、9月には町に対し提言書を提出する予定です。町も提言に基づき、さらに町民参加機会を設けながら、12月までに条例案を作成する予定です。

